

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県犬山市大字木津字前畑344番地	
氏 名 東洋紡績株式会社犬山工場	
工場長 白枝 照基	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0568-62-0610	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	とうようぼうせきかぶしがいいしやいぬやまこうじょう 東洋紡績株式会社犬山工場
事業場の所在地	愛知県犬山市大字木津字前畑344番地
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	18：プラスチック製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額： 万円
③従業員数	376人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ボイラー：燃え殻→中間処理業者に委託してセメント原料として再資源化 浄水設備：汚泥→中間処理業者に委託してセメント原料として再資源化 生産設備：廃油→中間処理業者に委託して焼却後、熱回収して再利用 ：廃プラスチック→中間処理業者に委託して破碎・圧縮後、代替燃料として再利用 ：ガラス→中間処理業者に委託して破碎・選別後、埋立処分 ：廃アルカリ→中間処理業者に委託して焼却後、熱回収して再利用 パレット：木屑→中間処理業者に委託して破碎後、再利用

別紙)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(平成23年度)実績】

現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	木屑	廃プラスチック	ガラス	廃アルカリ
	排出量(t)		5,799	691	771	207	57	51

【平成24年度目標】

計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	木屑	廃プラスチック	ガラス	廃アルカリ
	排出量(t)		5,800	700	780	200	60	50

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(平成23年度)実績】

現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	木屑	廃プラスチック	ガラス	廃アルカリ
	全処理委託量(t)	5,799	691	771	207	57	51	953
	優良認定処理業者への処理委託量(t)							379
	再生利用業者への処理委託量(t)	5,799	691		207	57		
	認定熱回収業者への処理委託量(t)							379
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)				771				574

【平成24年度目標】

計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	木屑	廃プラスチック	ガラス	廃アルカリ
	全処理委託量(t)	5,800	700	780	200	60	50	950
	優良認定処理業者への処理委託量(t)							400
	再生利用業者への処理委託量(t)	5,800	700		200	60		
	認定熱回収業者への処理委託量(t)							400
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)				780				550

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
添付資料「産業廃棄物管理規定」内の「産業廃棄物管理組織図」を参照のこと。		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（平成23年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ・ 灰分の低い石炭の入手に努める。 ・ 製造工程における工程管理精度を向上し、廃油、廃プラ、ガラス、廃アルカリの発生を抑制する。	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状の取組を継続する。 ・ パレットの個数管理精度を向上し、木屑の発生を抑制する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック、ガラス、廃アルカリ、木屑はそれぞれに分別し、保管している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特になし	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる。 ・委託先処理業者へ定期的に実地確認を行う。 		

②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組を継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

運営手順書	規格種類	I Y E M S	承認月日			
	文書番号	B 4 . 6 . 4 - 2	制定	承認	審査	作成
	文書名称	産業廃棄物管理規定	環境安全管理規定からの移行(第304号)、担当部署変更他 12年4月1日	EMS管理責任者	EMS管理責任者	EMS事務局
			改訂#	●	●	●
配付先	管理文書; PM、EMS管理責任者、EMSグループ			原本保管	EMS事務局	

第1章 総 則
(目的)
第1条

この規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ならびに愛知県の関連条例(以下「法」という)に基づき、東洋紡績株式会社犬山工場(以下「I Y工場」という)が排出する産業廃棄物の抑制、再利用および適切な廃棄をするために策定する。

(定義)
第2条

産業廃棄物とは、法の定める産業廃棄物をいう。
具体的には、I Y工場の事業活動に伴って生じる不要物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、金属屑、ガラス屑等を指す。
不要物とは、その物質が有害か無害を問わず、原則的として有償で第三者に売却できないものをいう。
廃棄物排出部署で、それが産業廃棄物に該当するかどうか不明の場合は、排出部署の長は、調達グループへ問合せし確認する事。調達グループで判断出来ない場合は、調達グループは環境安全室へ問合せし確認する事。環境安全室は、関係官庁に問合せするなど調査の上最終判断を行い、調達グループへ回答する。

(産業廃棄物管理体制)
第3条

- 産業廃棄物の管理体制は、別紙の組織図のとおりとする。
1. 産業廃棄物総括責任者(工場長)
工場長が担当する。I Y工場において事業及び産業廃棄物に関する業務全般を統括管理する。又、産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、産業廃棄物処理担当者を指名する。
下記()内のものが指名された者である
 2. 産業廃棄物管理責任者(環境安全室部長:実務は環境安全室)
I Y工場において産業廃棄物の削減や適正処理に関して、企画・指導・教育をする者。
 3. 特別管理産業廃棄物管理責任者(調達グループ課長)
I Y工場において特別管理産業廃棄物に係わる業務全般を管理監督する者。
 4. 産業廃棄物部会
I Y工場において産業廃棄物管理責任者に対して、産業廃棄物処理に関する意見具申等を行なう組織。
 5. 産業廃棄物処理責任者(調達グループ課長:実務は調達グループ課員)
I Y工場において産業廃棄物の処理業務を管理監督する者。

尚、本規定を平易にする為、一部文中では、具体的な部署名等で表現している。

(産業廃棄物の減量と資源化)
第4条

- 各課長および協力事業所の責任者は、自部門で発生する産業廃棄物量を下記の手順にて減量、資源化する。
1. 発生品、発生量の把握
自部門で発生する産業廃棄物の種類と量を把握し産業廃棄物の削減に努める。
EMSの管理プログラムに取上げて良い。
 2. 発生量の抑制
生産方法の改善、手順の改善等により、産業廃棄物の発生量の減少に努める。

3. 資源化

資源化が見込まれる不要物は、総務部調達グループに依頼し資源利用先を探し、資源化に努める。

4. 分別廃棄

「YEMS B 4. 6. 4-3「産業廃棄物処理規定」にしたがって、所定の場内廃棄物置場へ適正に分別し廃棄させる。

(新規に発生する有価物)

第5条

各課長および協力事業所の責任者は、新たに有償で売却する物品が発生した場合は、取引前に必ず部長（協力事業所は使用部長）の審査を得て、産業廃棄物統括管理責任者（工場長）の承認を得ること。
このとき、部長は有価物が産業廃棄物にあたるかどうかを確認し、不明な場合は環境安全室に相談すること。

(産業廃棄物の管理と廃棄)

第6条

各課長および協力事業所の責任者は、自部門で発生する産業廃棄物量を下記の手順にて管理、廃棄する。

1. 場内廃棄物置場への廃棄

「YEMS B 4. 6. 4-3「産業廃棄物処理規定」にしたがって、所定の場内廃棄物置場へ適正に廃棄する。

2. 工場外に持ち出すため、業者に処理を依頼する場合

調達グループに依頼し、適正な産業廃棄物処理業者に処理をさせる。

3. 工場内での産業廃棄物の仮置き

原則として仮置きは望ましくないが、有害物を含まない廃棄物で飛散・浸透の恐れのないものは、産業廃棄物処理担当者の承認を得て、一定期間の仮置きを認めることがある。

(協力事業所より発生する産業廃棄物)

第7条

協力事業所の責任者は、自社の事業により発生する産業廃棄物（建築解体時の廃材等）は、自社の責任にて適正に処理すること。

廃棄物がIYから発生する産業廃棄物であるか、自社の事業により発生する廃棄物であるか不明の場合には、第2条の手順にて確認すること。

第2章 産業廃棄物統括責任者等の責務

(責任と権限)

第8条

産業廃棄物統括責任者、産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理担当者（以下「産業廃棄物統括責任者等」という。）は、本規定に定める事項を従業員に実施させるものとする。

1. 産業廃棄物統括責任者の職務

産業廃棄物統括責任者は、産業廃棄物に関する業務を総括管理する。

2. 産業廃棄物管理責任者の職務

・産業廃棄物の削減、再使用、リサイクルを推進する。

・産業廃棄物の削減計画を策定する。

・毎月の産業廃棄物発生量を確認し問題のある部署に関しては指導をする。

・産業廃棄物処理担当者と共に、産業廃棄物処理に関する教育・啓蒙を行う。

3. 産業廃棄物処理担当者の職務

産業廃棄物処理担当者は、発生した産業廃棄物を、適正に処理するために、次の業務を行なう。

(1) 適正処理の実施

産業廃棄物を法およびIY基準に従って適正に処理する。

(2) 処理量の集計

IY工場の産業廃棄物の処理量を集計する。

(3) 産廃判定の判断

各課および協力事業所から排出される不要物に対し、それが産業廃棄物に該当するかどうか、また、排出者が、工場か協力事業所かを判定する。不明な場合には、第2条の手順にて確認する。

(4) 産業廃棄物の検査

産業廃棄物の適正処理を確保するため、必要に応じて産業廃棄物の成分試験、溶出試験等必要な検査を関係課長に指示する。

(5) 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの適正処理に関すること。

産業廃棄物の発生から処分に至るまでの全過程を産業廃棄物管理表（マニフェスト）により把握し、産業廃棄物総括責任者の責任において適正処理されていることを確認する。

(6) 委託処理業者の指導

産業廃棄物の処理を委託している事業者について、委託業務が法を遵守し、契約内容に従って適正に行われるよう指導する。

(7) 記録の作成・保存

産業廃棄物の発生から処分までを管理するための記録を作成し、期間を定めて保存するとともに、適正処理の確保に活用する。

4. 各課長および協力事業所の責任者の職務

(1) 各課長は産業廃棄物の処理に関して次の内容について教育を行なう。

- ・「産業廃棄物管理規定」及び「産業廃棄物処理規定」
- ・ I Y 工場で発生する産業廃棄物の種類、性状及び処理方法。
- ・ 産業廃棄物の発生量と管理および減量対策。
- ・ 産業廃棄物の資源化、再利用対策。
- ・ 産業廃棄物の委託処理方法。
- ・ その他産業廃棄物の適正処理に関する事項。

(2) 部下に対する教育

各課長は産業廃棄物の処理に関する法令及び適正処理の確保に必要な事項についての教育を行なう。

(3) 協力事業所に対する教育

協力事業所の所管課又は使用課の課長は産業廃棄物に関する法令及び適性処理の確保に必要な事項についての教育を行なう。

(産業廃棄物部会)

第9条

産業廃棄物部会は、産業廃棄物の減量、処理に関する工場内の課題を審議し産業廃棄物統括管理者・産業廃棄物管理責任者に意見具申を行なうとともに、産業廃棄物削減に関する指導啓蒙活動を行う。

第3章 産業廃棄物の適正処理の確保

(基準類の策定及び周知)

第10条

産業廃棄物総括責任者は、産業廃棄物管理責任者に指示して、産業廃棄物の発生を抑制するとともに、その適正処理を確保するため基準類を策定し、これを関係者に周知させる。

(産業廃棄物の委託処理)

第11条

I Y 工場から発生する産業廃棄物を委託処理する場合は、法の定めに従い委託契約を締結する。

1. 処理委託契約

産業廃棄物処理業者について次の項目を確認する。

- (1) 処理業者の事業の範囲 (2) 処理の方法、場所 (3) 処理能力

2. 委託処理する産業廃棄物の管理

- (1) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託処理業者が県の認可を受けていることを確認する。

- (2) 処理を委託した産業廃棄物について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、収集、運搬、処分が適正に行われたことを確認する。
- (3) 委託業者の処分施設、処分方法等について定期的に現地確認を行い、契約に従って産業廃棄物が適正に処理されていることを確認し、その記録を調達グループで5年間保存する。
3. 委託の記録
処理を委託した産業廃棄物について、年月日、種類、量、処分方法を記録し調達グループで5年間保存する。

第4章 付則

(削除)

産業廃棄物管理組織

